

給 与 等 に 関 す る 報 告 資 料

職 員 給 与 関 係

民 間 給 与 関 係

職員給与と民間給与との比較

生 計 費 関 係

労 働 経 済 指 標

人 事 院 勧 告

給与等に関する報告資料の説明	5
1 職員給与関係	
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	10
第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比	11
第3表 職員の平均給与月額等	12
第4表 職員の扶養手当の支給状況	14
第5表 職員の管理職手当の支給状況	14
第6表 職員の単身赴任手当の支給状況	14
第7表 職員の住居手当の支給状況	15
第8表 職員の通勤手当の支給状況	15
第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢	16
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	37
2 民間給与関係	
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	40
第12表 民間における初任給の改定状況	40
第13表 職種別、学歴別初任給	41
第14表 民間における家族手当の支給状況	42
その1 家族手当の支給状況	42
その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	42
その3 扶養家族の構成別支給月額	42
第15表 民間における住宅手当の支給状況	43
第16表 民間における特別給の支給状況	43
第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	43
第18表 民間における給与改定の状況	44
第19表 民間における定期昇給制度の状況	44
第20表 民間における定期昇給の実施状況	44
第21表 民間における月45時間を超え60時間を超えない	

時間外労働の割増賃金率の状況	45
第22表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等	46
その1 給与比較の対象職種	46
その2 給与比較の対象外職種	62
その3 再雇用者	63
〈参考〉 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係	64
3 職員給与と民間給与との比較	
第23表 職員給与と民間給与との比較	66
4 生計費関係	
平成28年4月の標準生計費算定方法	68
第24表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成28年4月）	68
5 労働経済指標	
第25表 労働経済指標	70
6 人事院勧告	
〈参考〉 人事院勧告の骨子	74

給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

第1 平成28年人事統計に関する報告

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、平成28年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

2 調査対象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

4 集計

集計作業は、総務部総務課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

第2 平成28年職種別民間給与実態調査

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成28年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所
1,680事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等により26層（うち千葉市10層、そ

の他県内地域16層)に層化し、これらの層から368事業所(うち千葉市104事業所、その他県内地域264事業所)を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は323事業所で、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

4 調査事項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

家族手当等の支給状況、給与改定等の状況等

(3) 初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4) 個人票

職種別、年齢別、性別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

5 集計

(1) 調査実人員

初任給関係1,075人(行政職に相当する調査実人員923人)、初任給関係以外の調査職種12,812人(行政職に相当する調査実人員11,088人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は92,253人であり、行政職に相当するものは、65,778人である。)

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(調査の状況)

調査対象事業所	1,680事業所
抽出事業所	368事業所
調査の完結した事業所	323事業所(調査完了率88.3%)
調査実人員	13,887人 (初任給関係 1,075人) (初任給関係以外の調査職種 12,812人)

第3 職員給与と民間給与との比較

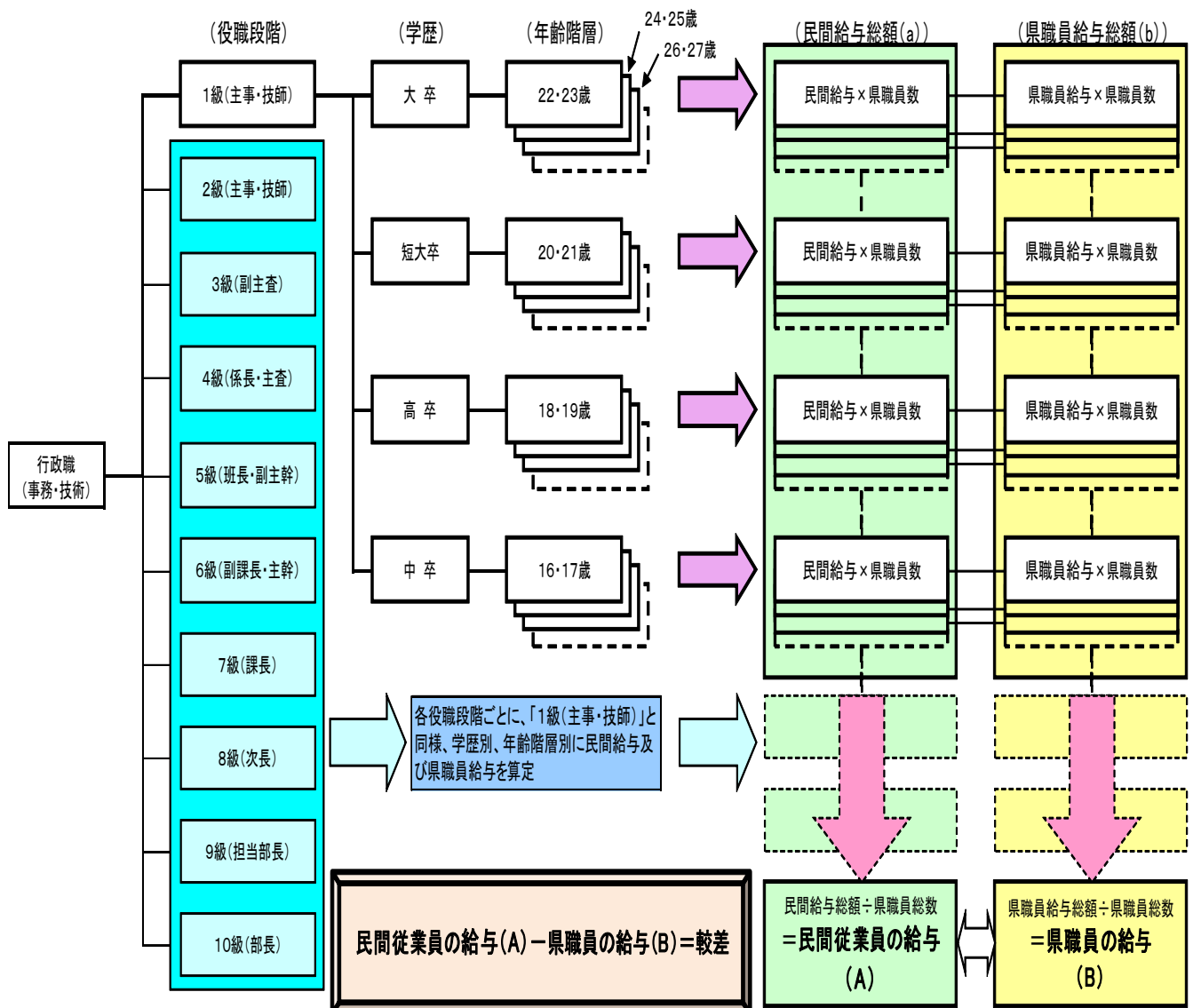
上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、職務階層別、学歴別及び年齢別にラスパイレス方式により比較した。

<参考>

職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス方式)

職員給与と民間給与との比較においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現に支払っている支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階別、学歴別及び年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



職 員 給 与 関 係

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(平成28年人事統計に関する報告)

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
			人	歳	年
全給料表			57,095	40.7	18.7
一般職員	行政職給料表		9,176	41.0	19.5
	研究職給料表		405	44.6	20.4
	医療職給料表(一)		17	54.5	28.9
	医療職給料表(二)		576	38.3	15.0
	医療職給料表(三)		195	41.7	18.2
	海事職給料表		44	42.4	22.2
	福祉職給料表		140	35.6	13.1
	特定任期付職員給料表		5	48.6	—
	第1号任期付研究員給料表		0	—	—
	第2号任期付研究員給料表		1	X	—
計			10,559	41.0	19.2
教育職員	教育職給料表(一)		84	48.3	24.2
	教育職給料表(二)		34,819	41.6	19.0
	計		34,903	41.6	19.0
警察官	公安職給料表		11,633	37.8	17.2

(注) 1 再任用職員は含まれていない(以下第9表までにおいて同じ。)

2 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない(第2表及び第9表について同じ。)

4 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員、教育職給料表(二)は高等学校、義務教育学校、中学校、小学校等に勤務する職員である(第2表、第9表及び第10表において同じ。)

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

(平成28年人事統計に関する報告)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	73.2	10.3	16.5	0.0	58.7	41.3
行政職給料表	100.0	55.9	13.9	30.2	0.0	61.6	38.4
研究職給料表	100.0	99.0	0.7	0.3	-	75.1	24.9
医療職給料表(一)	100.0	100.0	-	-	-	58.8	41.2
医療職給料表(二)	100.0	63.7	36.3	-	-	31.9	68.1
医療職給料表(三)	100.0	69.2	30.3	0.5	-	4.1	95.9
海事職給料表	100.0	6.8	63.6	29.6	-	97.7	2.3
福祉職給料表	100.0	65.0	30.7	4.3	-	32.9	67.1
特定任期付職員給料表	100.0	80.0	-	20.0	-	60.0	40.0
第1号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
第2号任期付研究員給料表	100.0	X	X	X	X	X	X
教育職給料表(一)	100.0	67.8	28.6	3.6	-	29.8	70.2
教育職給料表(二)	100.0	88.9	10.8	0.3	-	47.7	52.3
公安職給料表	100.0	39.7	4.3	55.9	0.1	91.1	8.9

(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等

職員の区分	年月	職員数	平均年齢	平均経験年数		
					給料の月額	扶養手当
	年月	人	歳	年	円	円
一般職員	27.4	10,638	41.5	19.7	327,861	6,694
	28.4	10,559	41.0	19.2	323,420	6,507
うち 行政職員	27.4	9,200	41.6	20.1	326,058	6,828
	28.4	9,176	41.0	19.5	321,208	6,650
教育職員	27.4	35,103	42.1	19.4	363,125	5,934
	28.4	34,903	41.6	19.0	359,315	5,791
警察官	27.4	11,678	37.9	17.4	322,392	10,771
	28.4	11,633	37.8	17.2	321,922	10,651
計	27.4	57,419	41.1	19.0	348,307	7,059
	28.4	57,095	40.7	18.7	345,058	6,913

- (注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員を、警職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む)。
 2 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務手当等
 3 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額及び給料表の切替えに伴う経過措置額が含まれており、その

(平成28年人事統計に関する報告)

平 均 給 与 月 額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
9,809	26,004	5,238	1,797	377,403	
9,726	30,720	5,617	1,731	377,721	100.1
10,079	25,818	5,116	1,602	375,501	
9,953	30,489	5,500	1,599	375,399	100.0
5,096	28,075	5,632	6,145	414,007	
5,121	33,332	5,889	6,098	415,546	100.4
1,999	25,135	3,750	420	364,467	
1,975	30,124	3,953	436	369,061	101.3
5,339	27,093	5,176	4,176	397,150	
5,332	32,195	5,444	4,138	399,080	100.5

察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外の

の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。

他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基準額)等である。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(平成28年人事統計に関する報告)

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	8,377 人	3,414 人	4,288 人	675 人
2人	7,172	3,204	3,708	260
3人	4,585	3,548	1,000	37
4人	1,081	963	112	6
5人	129	112	16	1
6人以上	15	14	1	0
計	21,359	11,255	9,125	979

手当受給者1人当たり 平均手当月額	18,480円
----------------------	---------

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(平成28年人事統計に関する報告)

組織	区分								受給者計	手当受給者 1人当たり平均 手当月額
	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種		
知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員		4,586	円 66,380
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学校 の事務 主幹	県立学校 の事務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	25 人	143 人	347 人	2,318 人	38 人	1,482 人	94 人	139 人	4,586 人	円 66,380

(注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。

2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成28年人事統計に関する報告)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1 人当たり平均 手当月額
	100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1100km 未満	1100km 以上 1300km 未満	1300km 以上 1500km 未満	1500km 以上 2000km 未満	2000km 以上 2500km 未満	2500km 以上		
受給者	157 人	15 人	3 人	1 人	0 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	178 人	円 31,562

第7表 職員の住居手当の支給状況

(平成28年人事統計に関する報告)

区 分		受 給 者 数
受 給 者 計		11,973 人
手当月額		
11,000円未満の受給者		7
11,000円以上27,000円未満の受給者		3,295
27,000円の受給者		8,671
手当受給者1人当たり平均手当月額		25,960 円

単身赴任者の配偶者の 居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり 平均手当月額
	2 人	13,500 円

第8表 職員の通勤手当の支給状況

(平成28年人事統計に関する報告)

区 分		職 員 数
受 給 者	交通機関等のみ利用者	12,986 人
	交通用具のみ使用者	37,675
	交通機関等・交通用具併用者	1,346
	小 計	52,007
非 受 給 者		5,088
計		57,095
手当受給者1人当たり平均手当月額		10,491 円
交通用具のみ使用者1人当たり平均手当月額		9,092

第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

行政職給料表

(他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(平成28年人事統計に関する報告)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級 主事・技師	2級 主事・技師	3級 副主査	4級 係長・主査	5級 班長・ 副主幹	6級 副課長・ 主幹	7級 課長	8級 次長	9級 担当部長	10級 部長
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										3
3										2
4										1
5										
6										
7										
8										
9	63	2								1
10	4	6								
11	2	49								
12	1	3								
13	26	3								
14	3	6								
15	47	52	1							
16	2	8	1						2	
17	43	37	3				1		1	
18	6	11	56						4	
19	67	84	3				1		5	
20	12	17	9							
21	5	39	7							1
22	2	17	58						2	
23	82	102	13				1			
24	8	21	34	1						
25	5	52	13							
26	4	14	41							
27	101	96	19							
28	15	14	38	1					5	
29	110	37	14						8	
30	13	17	27	15					2	
31	88	23	24	3			2		6	
32	12	16	68	10					7	
33	30	56	31	2					10	
34	15	16	21	13					1	
35	144	25	24	29			32		6	
36	21	11	43	13			38		11	
37	81	20	14	12	1		8			
38	22	18	49	28		1	19		6	
39	110	6	21	24			9		2	
40	31	10	53	19			3		1	
41	91	16	27	12	9		12		1	
42	18	12	31	17	1		26			
43	60	4	19	30	3		1			
44	17	8	60	17		1	4		1	
45	61	6	31	20	8		1			
46	19	3	36	23	3	1	4			
47	48	3	20	32	1		4			
48	28		23	21	4	16	3			
49	36		10	36	33	1	11			
50	16	1	20	32	13	8	3			
51	25	1	23	63	3	1	2			
52	11		13	30	5	30	4			
53	11	3	14	84	8	23	2			
54	11		4	39	9	40	2			
55	14		31	59	43	41	3			
56	12		9	34	11	16	1			
57	11		9	61	7	21	2			
58	6		10	69	20	14	2			
59	9		26	44	89	34	3			
60	13		9	38	17	10	4			
61	9		9	69	15	9	32			
62	10		3	52	20	10				
63	10		13	20	78	13				
64	8		10	22	17	23				
65	6		30	55	14	8				
66	2		5	26	20	7				
67	8		4	40	81	22				
68	6		1	25	11	22				
69	1		10	29	20	9				
70	5		1	15	13	29				
71	5		1	41	32	23				
72	1		1	19	70	25				

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
号給	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73	3		1	23	24	23					
74	4		2	22	29	22					
75	2			40	42	38					
76	2			6	73	47					
77	3			26	33	81					
78	2			11	45	43					
79				32	82	156					
80	1			10	43	13					
81				19	44	24					
82				10	64	31					
83				32	32	21					
84	1		1	18	68	7					
85	1			13	69	20					
86				16	56						
87	2			28	66						
88	1			20	62						
89	1			18	38						
90	1			28	69						
91	1		1	16	244						
92	1			6	56						
93	5			18	199						
94				4							
95				6							
96				8							
97				30							
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
											全 級
人員計	1,794	945	1,203	1,804	2,117	984	240	67	14	8	9,176
級別構成比	19.5%	10.3%	13.1%	19.7%	23.1%	10.7%	2.6%	0.7%	0.2%	0.1%	100.0%
平均給料月額	191,682	230,752	289,459	361,751	391,780	413,998	433,627	457,468	498,056	529,976	320,996
平均年齢	24.9	30.1	36.3	44.8	50.9	53.7	55.1	57.1	56.6	56.0	41.0

- (注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。
2 人員計1の号給は空欄とした。
3 平均給料月額には給料表の切替えに伴う経過措置額を含み、50歳台後半層の給与抑制措置適用後の額である。
4 上記1～3の注は、以下第9表の各表において同じである。

公安職給料表 (警察官である職員に適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	巡査 人	巡査長 人	主任 人	係長 人	課長補佐 人	課長代理 人	課長・ 副署長 人	課長・署長 人	部長・ 参事官 人
1									
2									
3									
4				1					
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13	111								
14	22								
15	27								
16	73								
17	16			1				1	
18	21								
19	17								
20	90		1						
21	23		1	1					
22	24		4						
23	17		2						
24	115	2	4	1					
25	33	3	1						
26	30	23	4						
27	22	15	1						
28	107	232	12	1					
29	149	28	6						
30	62	68	22	2					
31	35	45	5	1					
32	214	204	27	2	1				1
33	59	62	17						
34	42	63	30	4	3				
35	24	46	23	1					1
36	16	205	72	4	2				
37	15	79	25	1					13
38	18	82	77	10	5				1
39	16	54	29	3	1				
40	8	117	95	12	3				6
41	10	65	37	14					1
42	4	70	60	9	1				1
43	5	48	30	7	2				7
44	9	88	90	13	6				2
45	3	35	44	12					29
46	4	44	59	25	3	1			
47	5	29	44	13	3				
48	4	22	102	26	2				
49	2	17	46	17	4				
50	3	8	88	36	7			12	
51	3	12	52	13	10			3	
52	6	9	100	43	10			2	
53	2	7	48	19	7			4	
54	3	8	103	46	5	1	1	7	
55	1	6	46	32	6	1	7	3	
56	3	4	109	46	8	2	1		
57	1	2	54	44	3		8		
58		4	96	54	10	2	3		
59		4	50	32	7	6	12	5	
60	2	7	88	54	11	9	2	1	
61		2	62	39	16	6	3	61	
62		2	74	56	17	2			
63	1	4	53	54	14	3	11		
64		1	86	46	21	5	1		
65			55	37	19	5	6		
66		3	81	66	23	4	3		
67		2	41	37	19	7	2		
68	1	1	80	67	14	6	3		
69			38	37	25	2	4		
70			58	42	31	3	5		
71		1	27	37	10	9	2		
72			48	61	21	5	4		
73			44	43	28	8	15		
74		1	37	46	23	8	5		
75			24	29	25	5	4		
76			23	43	23	2	6		

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官	
号給	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
77			17	59	25	3	7			
78		1	17	39	19	7	6			
79			10	41	17	6	12			
80			13	46	18	6	5			
81			8	38	14	5	17			
82			11	36	19	4	5			
83			7	37	23	3	28			
84			8	38	24	3	2			
85			7	53	11	4	48			
86			3	31	25	4				
87			1	51	20	3				
88				36	27	30				
89			2	54	27	19				
90			1	42	33	9				
91			1	43	26	69				
92			2	22	32	28				
93			2	28	23	138				
94				31	39					
95			2	29	41					
96			1	31	38					
97			1	25	41					
98				21						
99				19						
100				18						
101			1	22						
102				16						
103				12						
104				17						
105				21						
106				13						
107				22						
108				29						
109			1	18						
110				24						
111				21						
112				35						
113				24						
114				27						
115				32						
116				30						
117				37						
118				44						
119				38						
120				45						
121				53						
122				56						
123				60						
124				58						
125				404						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
										全級
人員計	人 1,478	人 1,835	人 2,751	人 3,366	人 1,361	人 443	人 238	人 99	人 62	人 11,633
級別構成比	% 12.7	% 15.8	% 23.6	% 28.9	% 11.7	% 3.8	% 2.1	% 0.9	% 0.5	% 100.0
平均給料月額	円 212,382	円 244,874	円 288,851	円 372,101	円 413,933	円 428,413	円 443,284	円 455,897	円 473,232	円 321,799
平均年齢	歳 22.3	歳 26.9	歳 33.4	歳 44.8	歳 51.2	歳 52.0	歳 54.6	歳 54.6	歳 55.9	歳 37.8

教育職給料表(一) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級
	助教	講師	准教授	教授
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				1
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25			1	
26			1	
27				
28				
29			1	
30				
31				
32			1	
33	1			2
34				
35	1			1
36				1
37	1	1		
38		2		
39		1		1
40				
41	1			
42				
43	1			
44				1
45		2	1	2
46			2	1
47	1			1
48	2			1
49				3
50		1		1
51			1	2
52	1			
53			1	3
54		2		
55	1		1	1
56				1
57		1		1
58		1	1	
59	1	1		
60		1	1	1
61	2	1	1	
62				
63	3			
64			1	
65	1			
66		1		
67				
68			1	

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級	
	助教	講師	准教授	教授	
69					
70	1				
71					
72					
73			2		
74	1				
75					
76			1		
77				1	
78					
79					
80					
81					
82					
83				1	
84					
85					
86					
87		1			
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97			1		
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
					全級
人員計	19 人	21 人	19 人	25 人	84 人
級別構成比	22.6 %	25.0 %	22.6 %	29.8 %	100.0 %
平均給料月額	319,174 円	389,686 円	422,353 円	498,072 円	413,383 円
平均年齢	39.2 歳	46.3 歳	48.8 歳	56.5 歳	48.3 歳

教育職給料表(二)

(高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 月給	1級	2級	3級	4級	5級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5	2				
6					
7		1			
8					
9		2			
10					
11	1	2			
12					
13		3			
14	1	4			
15	2	2			
16	1				
17		477			
18		1			
19	1	77			
20	1	30			
21		183			2
22		10			38
23		540			147
24		41			169
25	1	202			79
26		44			89
27	2	633			108
28	1	41			84
29	4	234			110
30		102	1		66
31	2	715			49
32	1	64			16
33		240			19
34	2	120			19
35	7	756			44
36	1	87			42
37	9	245			45
38	2	165			54
39	7	806			57
40	1	90			29
41		309			25
42	1	135			19
43	9	786			12
44	3	107			7
45	5	284			5
46	1	168	1		4
47	5	568			
48	6	125	1		
49		26			1
50		21	1		
51	3	44			
52	5	321			
53	6	164			
54	4	479			
55	8	177	2		
56	6	301	1		
57	3	191			
58	2	471			
59	2	159	2		
60	2	294			
61	12	136			
62	2	416			
63	5	72			
64	6	88			
65		136		1	
66	1	258		3	
67	1	168		3	
68	5	361	1	4	
69	2	23			
70	6	34		3	
71	3	135		4	
72	6	252		11	
73	4	205	2	15	
74	1	328		15	
75	4	133	1	22	
76	3	190		46	
77	1	157	2	65	
78		280	1	199	
79		165	1	80	
80		196	1	49	
81	2	170		79	
82	2	265	2	172	
83	4	142		60	
84		210	1	95	

職務の級 標準的な職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長	
	人	人	人	人	人	人
85	2	170			81	
86	2	221	1		109	
87	2	128	3		91	
88	1	186	1		72	
89	1	7	1		63	
90		13			54	
91	1	130	2		39	
92		186	2		33	
93	1	115	8		19	
94	3	176	22		21	
95	2	108	25		13	
96	1	141	16		11	
97	2	96	11		6	
98	1	132	12		4	
99	2	103	15			
100	3	141	8			
101		5	5			
102		10	5			
103		5	4			
104	2	91				
105	2	112				
106	2	109	1			
107	3	132				
108	2	83				
109	1	94				
110		94				
111	1	122				
112	2	84				
113		115				
114		121				
115		146				
116	2	155				
117	4	115				
118	1	137				
119	2	100				
120	1	137				
121	2	119				
122	1	156				
123	3	116				
124	2	161				
125		192				
126	1	129				
127		198				
128		217				
129		252				
130		187				
131	2	298				
132	1	320				
133		280				
134		375				
135	4	355				
136	1	351				
137	1	10				
138		539				
139		427				
140	1	594				
141	2	600				
142	1	847				
143	2	599				
144		1194				
145		1026				
146		670				
147		952				
148		257				
149		237				
150		77				
151		139				
152		9				
153		4				
154		3				
155		4				
156						
157						
158						
159						
160						
161	3	28				
人員計	266	31,509	163	1,542	1,339	34,819
級別構成比	0.8%	90.5%	0.5%	4.4%	3.8%	100.0%
平均給料月額	263,896円	337,279円	409,153円	430,000円	442,049円	345,190円
平均年齢	33.9歳	40.3歳	52.9歳	53.0歳	57.1歳	41.6歳

(注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額が含まれる。

研究職給料表 (研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級 技師	2級 研究員	3級 上席研究員	4級 次長・主席研究員・ 主任上席研究員	5級 所長
1	人				
2					
3					
4					
5		1			
6		1			
7					
8		1			
9					
10			5		
11		2			
12		1			
13		7			
14		1	4		
15		1	2		
16			2		
17		1			
18			3		
19		5			
20		3			
21		1			
22			2		
23		2			
24			7		
25		4			
26			2		
27		4			
28		3	4		
29					
30			2		
31		4	3		
32		3	5		
33		3	3		2
34			1		2
35		2			2
36		1	5		2
37		1	1		
38		1	1		
39		1	2		
40			4	1	
41		1	1		
42		1			
43				1	
44			1	1	
45		1	1		
46			2	1	
47		5	3		
48		1	2	1	
49		1	2	1	
50			3	2	
51			3	5	
52			1	1	
53			2	4	
54			2		
55			2	2	
56			1	1	
57			2	5	
58			1	8	
59		1	4	2	
60		2	2	3	
61	1			3	
62			2	5	
63			6	4	
64				3	
65		1		4	
66			3	6	
67			2	9	
68	1		1	9	

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長	
	人	人	人	人	人	人
69			3	13		
70				5		
71				6		
72			1	8		
73			1	6		
74				10		
75				8		
76				12		
77				10		
78				13		
79				9		
80				6		
81				28		
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89			1			
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
人員計	2人	68人	113人	216人	6人	405人
級別構成比	0.5%	16.8%	27.9%	53.3%	1.5%	100.0%
平均給料月額	248,300円	252,749円	353,486円	438,930円	465,018円	383,275円
平均年齢	32.5歳	29.0歳	38.7歳	52.3歳	57.5歳	44.6歳

医療職給料表（一）（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級
	医師	主任医師	センター長	センター長
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39			1	
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				1
49				1
50				
51				
52				
53				1
54				1
55				1
56				
57				
58			1	1
59				
60				
61				
62				
63				1
64			1	

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	全級
	医師	主任医師	センター長	センター長	
65	人	人	人	人	
66				3	
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75			1		
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82			1		
83					
84			1		
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
人員計	- 人	1 人	6 人	10 人	17 人
級別構成比	- %	5.9 %	35.3 %	58.8 %	100.0 %
平均給料月額	- 円	X 円	519,033 円	563,870 円	541,382 円
平均年齢	- 歳	X 歳	50.7 歳	58.4 歳	54.5 歳

医療職給料表(二)

(保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11		3						
12								
13		1						
14								
15		11						
16								
17		10						
18		1						
19		11						
20								
21		2						
22		3	1					
23	5	19						
24		2						
25	2	2						
26	1	2	3		1			
27	2	12	3					
28								
29	6	3						
30		3	11	1	1			
31	5	15	1	1				
32		1		4				
33	4	5	1		1			
34		6	10	1	2			
35	2	19	3	1	1			
36	2	2		3	1			
37	2	2						
38		3	5	2	1			
39		10	2	5	2			
40		1		6	2			
41		2		2	3			
42		5	5	3	3			
43		9		5				
44		1		7		1		
45		1		1				
46		5	3	1	1			
47	1	6	2	1	5	1		
48				6	2			
49	3	1	3	1	2			
50		3	2	1	1			
51		1		1	4			
52	2	1		1	1	3		
53					4	5		
54			2		1	2		
55	1	1		1	10	1		
56		1		4	2			
57					2	8		
58		2				3		
59	1	3		1	4	3		
60		2		1				
61					2	7		
62		1	1		2	1		
63						1		
64				1	1	4		

号給	職務の級								全級
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
標準的な職務	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
65	人	人	人	人	人	人	人	人	
66				1	1	5			
67	1				2	9			
68					1	11			
69						5			
70					1	5			
71		2				4			
72		1			1	4			
73		1			1	58			
74					1				
75					1				
76					1				
77									
78									
79		1			1				
80									
81									
82									
83									
84									
85									
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
人員計	40人	199人	58人	63人	73人	141人	1人	1人	576人
級別構成比	6.9%	34.5%	10.1%	10.9%	12.7%	24.5%	0.2%	0.2%	100.0%
平均給料月額	198,180円	230,805円	270,443円	312,181円	365,421円	415,827円	X円	X円	304,537円
平均年齢	26.2歳	29.6歳	34.2歳	38.3歳	43.4歳	53.0歳	X歳	X歳	38.3歳

医療職給料表(三) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		3					
18							
19							
20							
21		1					
22							
23		1					
24							
25		1	3				
26		3					
27							
28							
29							
30							
31		5	2				
32				2			
33							
34		1	3				
35		4					
36		1					
37			1				
38			3				
39		5		1			
40			1	3			
41		2					
42		2					
43		2					
44		2		1			
45			1				
46		1	1				
47		4		1		1	
48				2			
49			1				
50		1		1			
51		1	1			1	
52		1		4			
53		1					
54		1					
55		3					
56			1	4			
57		1		1			
58		1		1		1	
59		1					
60		1					
61		1					
62		2				1	
63		1		1			
64		3		1		1	
65		1		1			
66				1			
67		1		2			
68					1		
69		1		1			
70					2		
71				1	1		
72							
73				1	1		
74				2			
75		1		1	1		
76				1			
77				1	1		
78					3		
79		1					
80		1			3		

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	全級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長	
	人	人	人	人	人	人	人	人
81			1	1	1	1		
82		1						
83								
84								
85		1						
86		1		1				
87				1				
88				1				
89								
90				1				
91		1						
92								
93					18			
94								
95								
96		1						
97								
98								
99		1						
100		1						
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107		1						
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145		2						
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
人員計	- 人	73 人	19 人	40 人	58 人	5 人	- 人	195 人
級別構成比	- %	37.5 %	9.7 %	20.5 %	29.7 %	2.6 %	- %	100.0 %
平均給料月額	- 円	261,345 円	283,463 円	336,493 円	392,897 円	428,400 円	- 円	322,327 円
平均年齢	- 歳	33.5 歳	35.8 歳	41.6 歳	52.8 歳	54.8 歳	- 歳	41.7 歳

海事職給料表

(船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長
1					
2					
3					
4					
5	1				
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13	1				
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23	1		1		
24				1	
25					
26					
27	2			1	
28					
29					
30					
31			1		
32					
33					
34					
35				1	
36					
37	1				
38					
39					
40				2	
41					
42					
43				2	
44					
45					
46					
47	1				
48					
49					
50					
51			1		
52				1	
53					
54					
55					
56	1			1	
57					
58				1	
59			1	1	
60					
61					
62					
63				1	
64					

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長	
65	人	人	人	人	人	
66				1		
67				1		
68						
69						
70						
71				1		
72						
73						
74				1		
75				1		
76			1			
77						
78						
79			1			
80				2		
81						
82				2		
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89				6		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98			1			
99						
100						
101						
人員計	人 8	人 1	人 7	人 27	人 1	人 44
級別構成比	% 18.2	% 2.3	% 15.9	% 61.3	% 2.3	% 100.0
平均給料月額	円 223,550	円 X	円 354,043	円 417,467	円 X	円 369,502
平均年齢	歳 24.5	歳 X	歳 41.7	歳 47.9	歳 X	歳 42.4

福祉職給料表

(児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	1					
16						
17						
18						
19						
20						
21	1	1	1			
22						
23	2					
24						
25	7	3				
26	1	1				
27	1					
28		1				
29	4	1				
30		1	1			
31	4					
32		2				
33	3					
34						
35	7	3	2			
36		1	3			
37	4	1				
38	2	1	2			
39	3				1	
40					1	
41	1			1	1	
42				2		
43		1		1		
44						
45	3	2	1			
46	3	1				
47		1	1			
48		1	1			
49						
50	1					
51		2				
52	1	1				
53	1					
54	1		1			
55	3					
56	1					
57						
58	1		1		1	
59					1	
60	1	1				
61					1	
62						
63		1				
64			1			
65					1	
66						
67						
68						
69					1	
70					1	
71						
72					3	
73	1				1	
74					1	
75						
76					1	
77					1	
78						
79						
80					1	

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	全級
	児童指導員・ 保育士 人	児童指導員・ 保育士 人	児童指導員・ 保育士 人	課長・上席児童指導 員・上席保育士 人	次長 人	次長 人	
81							
82							
83					1		
84	1						
85					1		
86							
87							
88							
89							
90							
91					2		
92					1		
93							
94							
95					2		
96							
97					9		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
人員計	人 59	人 27	人 19	人 34	人 1	-	人 140
級別構成比	% 42.1	% 19.3	% 13.6	% 24.3	% 0.7	-	% 100.0
平均給料月額	円 206,712	円 261,844	円 312,500	円 387,491	円 X	-	円 277,147
平均年齢	歳 26.4	歳 32.7	歳 38.9	歳 51.0	歳 X	-	歳 35.6

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	2
3	
4	
5	3
6	
7	
人員計	5

第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
人員計	1

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(平成28年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	188			4	106	75	3				
	研究職給料表	11			1	10						
	医療職給料表(二)	9				3	3	3				
	医療職給料表(三)	1				1						
	海事職給料表	6				6						
	福祉職給料表	2			1	1						
教育職員	教育職給料表(二)	1,018	1	1017								
警察官	公安職給料表	47				13	17	13		4		
給料表計		1,282										
60歳		617										
61歳		316										
62歳		196										
63歳		99										
64歳		54										

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(平成28年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	395			17	162	216					
	研究職給料表	19			2	17						
	医療職給料表(二)	11					5	6				
	医療職給料表(三)	4			1	2	1					
	海事職給料表	0										
	福祉職給料表	3			2	1						
教育職員	教育職給料表(二)	1,090		1090								
警察官	公安職給料表	0										
給料表計		1,522										
60歳		243										
61歳		341										
62歳		364										
63歳		333										
64歳		241										

民間給与関係

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成28年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	323	67	42	47	120	47
農業, 林業, 漁業	1	—	—	—	1	—
鉱業, 採石業, 砂利 採取業, 建設業	16	3	2	3	4	4
製造業	110	13	15	19	43	20
電気・ガス・熱供給 ・水道業, 情報通信 業, 運輸業, 郵便業	71	15	8	10	26	12
卸売業, 小売業	35	15	8	5	7	—
金融業, 保険業, 不動 産業, 物品賃貸業	18	8	3	1	6	—
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	72	13	6	9	33	11

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が43所あった。
 2 調査対象事業所368所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた366所に占める調査完了事業所323所の割合(調査完了率)は、88.3%。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」(郵便局に分類されるものを除く。)及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第12表 民間における初任給の改定状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
		%	%	%	
大学卒	28.4	(26.6)	(73.4)	—	71.6
高校卒	15.8	(26.3)	(73.7)	—	84.2

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 職種別、学歴別初任給

(平成28年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	201,608 円
	短 大 卒	170,002
	高 校 卒	165,771
新 卒 事 務 員	大 学 卒	200,883
	短 大 卒	164,665
	高 校 卒	159,048
新 卒 技 術 者	大 学 卒	204,325
	短 大 卒	187,235
	高 校 卒	170,402
新 卒 研 究 員	大 学 卒	—
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	—
	高 校 卒	—
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	X
準 新 卒 医 師	大 学 卒	※ 369,028
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	※ 236,776
準新卒診療放射線技師	養 成 所 卒	※ 195,923
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	X
準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	※ 212,170
準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	※ 189,775

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にも支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成27年度中に資格免許を取得し、平成28年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお、医師については、平成25年3月大学卒業後、平成25年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成28年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第14表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する			配偶者に 家族手当を 支給しない	家族手当 制度がない
	配偶者の 収入による 制限がある	配偶者の 収入による 制限がない			
%	%	%	%	%	%
80.0	(89.0)	[76.5]	[23.5]	(11.0)	20.0

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした場合である。
2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

配偶者に対する家族手当を 見直す予定又は見直すこと について検討中	税制及び社会保障制度の 見直しの動向等によっては 見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を 見直す予定がない (検討も行っていない)
%	%	%
3.6	21.3	75.1

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 扶養家族の構成別支給月額

(平成28年職種別民間給与実態調査)

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,830 円
配 偶 者 と 子 1 人	20,337
配 偶 者 と 子 2 人	26,291

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第15表 民間における住宅手当の支給状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合
支給する	63.1 %
支給しない	36.9
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の高支給額の平均額	26,876 円

備考 本県職員の場合、住居手当の現行の高支給限度額は、27,000円である。

第16表 民間における特別給の支給状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

項目		支給額等
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	371,667 円
	上半期 (A2)	369,363
特別給の支給額	下半期 (B1)	785,428
	上半期 (B2)	801,001
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.11 月分
	上半期 (B2/A2)	2.17
	年間	4.28

(注) 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.20月である。

第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

部長級 (非役員)		課長級		係員	
一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分
54.5 %	45.5 %	55.0 %	45.0 %	61.1 %	38.9 %

第18表 民間における給与改定の状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
		%	%	%	%
課長級		19.5	10.5	0.3	69.7
係員		23.6	11.6	0.3	64.5

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第19表 民間における定期昇給制度の状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	定期昇給制度あり				定期昇給 制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
		%	%	%	%	%
課長級		90.0	33.2	74.5	43.5	10.0
係員		95.9	42.2	77.1	46.4	4.1

(注) 1 定期昇給の有無が不明の事業所を除いて集計した。

2 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第20表 民間における定期昇給の実施状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
								%
		%	%	%	%	%		
課長級		88.2	87.1	19.9	6.3	60.9	1.1	11.8
係員		95.2	93.7	21.8	7.1	64.8	1.5	4.8

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第21表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	6.9%	6.9%	9.4%	9.4%
30%	31.2	38.1	24.8	34.2
29%	-	38.1	-	34.2
28%	1.0	39.1	1.1	35.3
27%	2.4	41.5	2.2	37.5
26%	-	41.5	-	37.5
25%	58.5	100.0	62.5	100.0

第22表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(平成28年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまって支給する給与 (A)		(A) - (B)	備 考	対 応 級			
			円	うち時間外手当 (B) 円						
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	30	52.0	831,548	18	831,530	{ 構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	{ 本表2企業規模50人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照		
	大 学 卒	24	52.6	836,084	22	836,062				
	短 大 卒	X	X	X	X	X				
	高 校 卒	4	48.9	797,861	0	797,861				
	中 学 卒	X	X	X	X	X				
	工 場 長	14	54.4	737,888	0	737,888			{ 構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	9	53.8	825,951	0	825,951				
	短 大 卒	X	X	X	X	X				
	高 校 卒	4	55.0	613,244	0	613,244				
	中 学 卒	—	—	—	—	—				
	事 務 部 長	419	52.3	661,895	1,038	660,857	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上		
	大 学 卒	318	52.2	682,316	615	681,701				
	短 大 卒	26	51.4	606,882	1,111	605,771				
	高 校 卒	70	52.6	589,780	2,977	586,803				
	中 学 卒	5	54.0	705,893	0	705,893				
	技 術 部 長	232	51.9	647,800	851	646,949	同 上	同 上		
	大 学 卒	188	51.9	656,488	565	655,923	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長—課長間)	同 上		
	短 大 卒	13	50.2	585,571	7,326	578,245				
	高 校 卒	31	52.4	610,302	0	610,302				
	中 学 卒	—	—	—	—	—				
事 務 部 次 長	142	50.8	602,530	1,879	600,651					
大 学 卒	107	50.6	631,140	2,208	628,932					
短 大 卒	12	48.6	541,201	42	541,159					
高 校 卒	23	53.6	499,681	1,515	498,166					
中 学 卒	—	—	—	—	—					

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長—課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下本表において同じ。)

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	83	50.1	552,707	147	552,560	前記部長に事故等のあるときの職務代行 者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長一課長間）	本表 2 企業規模 500人以上、本表 3 企業規模 100人以上500人未満及び本表 4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	65	50.0	559,528	77	559,451		
	短 大 卒	4	48.4	540,423	59	540,364		
	高 校 卒	14	50.8	521,767	554	521,213		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	818	48.0	557,660	8,091	549,569	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	552	47.4	586,878	6,574	580,304		
	短 大 卒	85	48.2	501,534	13,817	487,717		
	高 校 卒	176	49.5	498,917	9,259	489,658		
	中 学 卒	5	50.6	442,996	29,605	413,391		
	技術課長	686	48.1	569,867	15,195	554,672	同 上	同 上
	大 学 卒	444	47.2	569,972	12,121	557,851		
	短 大 卒	51	47.8	539,020	8,005	531,015		
	高 校 卒	189	50.5	579,768	26,258	553,510		
	中 学 卒	2	52.7	417,375	0	417,375		
	事務課長代理	301	46.1	540,782	28,703	512,079	上記課長に事故等のあるときの職務代行 者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	同 上
	大 学 卒	196	44.9	573,985	24,815	549,170		
	短 大 卒	42	45.5	488,888	29,302	459,586		
	高 校 卒	63	50.4	463,280	41,692	421,588		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	148	42.9	494,154	70,002	424,152	同 上	同 上	
大 学 卒	85	39.1	503,854	76,719	427,135			
短 大 卒	20	45.1	488,104	61,182	426,922			
高 校 卒	41	51.4	471,370	55,638	415,732			
中 学 卒	2	54.3	493,932	90,327	403,605			

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	きまっ て 支給する 給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	836	44.7	456,907	52,919	403,988	係の長及び係長級 専門職	本表2企業規模 500人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満及び本表4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大学卒	398	42.6	472,372	55,937	416,435		
	短大卒	106	44.5	417,127	42,077	375,050		
	高校卒	329	47.4	450,650	52,767	397,883		
	中学卒	3	40.3	503,956	59,159	444,797		
	技術係長	505	45.7	511,040	86,751	424,289	同上	同上
	大学卒	187	40.7	482,908	86,042	396,866		
	短大卒	55	45.2	509,562	90,202	419,360		
	高校卒	262	49.1	530,052	86,752	443,300		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	事務主任	768	40.3	394,985	54,240	340,745	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	同上
	大学卒	395	37.0	422,856	59,684	363,172		
	短大卒	121	42.7	367,764	48,297	319,467		
	高校卒	246	44.5	361,631	47,039	314,592		
	中学卒	6	46.7	392,743	96,388	296,355		
	技術主任	562	42.5	444,834	51,611	393,223	同上	同上
	大学卒	323	40.9	445,699	44,562	401,137		
	短大卒	60	44.8	447,953	56,534	391,419		
	高校卒	179	44.9	442,207	63,877	378,330		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	3,278	34.6	309,142	33,408	275,734		同上	
大学卒	1,587	31.6	324,439	39,237	285,202			
短大卒	621	36.1	289,811	25,397	264,414			
高校卒	1,053	38.5	296,214	28,721	267,493			
中学卒	17	45.7	332,595	54,971	277,624			

(注) 「中間職（係長—係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
								人
事務・技術関係職種	技術係員	1,999	33.5	356,492	65,668	290,824		{ 本表 2 企業規模 500人以上、本 表 3 企業規模 100人以上500人 未満及び本表 4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大 学 卒	1,014	33.1	365,040	64,942	300,098		
	短 大 卒	247	32.2	324,627	59,874	264,753		
	高 校 卒	733	34.3	355,665	68,139	287,526		
	中 学 卒	5	54.1	457,958	90,547	367,411		

2 企業規模500人以上

(平成28年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	28	52.1	853,769	20	853,749	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	行政職 9級、10級
	大 学 卒	22	52.8	864,355	25	864,330		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	4	48.9	797,861	0	797,861		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	工 場 長	10	54.8	786,982	0	786,982	{ 構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	8	54.3	806,615	0	806,615		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	2	56.4	714,912	0	714,912		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	265	51.7	695,458	1,407	694,051	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	219	51.4	711,077	912	710,165		
	短 大 卒	11	52.1	592,893	428	592,465		
	高 校 卒	31	53.2	632,935	4,872	628,063		
	中 学 卒	4	52.9	741,487	0	741,487		
	技 術 部 長	157	52.5	688,207	560	687,647	同 上	同 上
	大 学 卒	141	52.4	691,316	618	690,698		
	短 大 卒	7	53.6	591,610	0	591,610		
	高 校 卒	9	53.7	710,416	0	710,416		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	68	51.5	694,649	3,402	691,247	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び 部次長級専門職 中間職(部長一課 長間)	同 上	
大 学 卒	62	51.3	711,502	3,858	707,644			
短 大 卒	2	50.4	577,795	0	577,795			
高 校 卒	4	55.0	564,829	0	564,829			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	きまって		(A) - (B)	備 考	対 応 級
				支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)			
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	46	51.2	597,955	106	597,849	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長一課長間）	行政職 9級、10級
	大 学 卒	42	51.0	591,130	107	591,023		
	短 大 卒	2	53.4	655,792	166	655,626		
	高 校 卒	2	54.0	700,338	0	700,338		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	566	47.8	587,404	8,475	578,929	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 7級、8級
	大 学 卒	436	47.3	600,742	7,229	593,513		
	短 大 卒	42	47.3	530,024	14,175	515,849		
	高 校 卒	88	50.7	551,081	11,707	539,374		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	503	48.4	601,250	17,243	584,007	同 上	同 上
	大 学 卒	361	47.6	588,192	12,485	575,707		
	短 大 卒	32	49.3	567,451	3,879	563,572		
	高 校 卒	109	51.6	671,029	42,706	628,323		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	235	46.1	565,081	28,474	536,607	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
	大 学 卒	171	45.3	592,559	26,847	565,712		
	短 大 卒	30	45.0	494,649	28,103	466,546		
	高 校 卒	34	51.5	485,976	37,191	448,785		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	102	42.3	509,311	76,490	432,821	同 上	同 上	
大 学 卒	71	38.9	518,094	83,666	434,428			
短 大 卒	6	49.8	514,744	80,141	434,603			
高 校 卒	24	53.8	472,689	48,192	424,497			
中 学 卒	X	X	X	X	X			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	578	45.5	486,069	57,424	428,645	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	291	43.6	502,153	63,187	438,966		
	短大卒	62	45.1	436,834	44,194	392,640		
	高校卒	222	48.2	479,846	53,771	426,075		
	中学卒	3	40.3	503,956	59,159	444,797		
	技術係長	370	46.3	547,910	90,213	457,697	同上	同上
	大学卒	129	41.0	518,644	89,053	429,591		
	短大卒	33	46.6	567,488	87,749	479,739		
	高校卒	208	49.2	561,804	91,248	470,556		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務主任	492	40.1	416,053	56,939	359,114	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3 級、4級）
	大学卒	287	37.5	435,373	60,680	374,693		
	短大卒	78	42.0	380,352	55,047	325,305		
	高校卒	126	45.1	392,719	48,951	343,768		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	技術主任	343	43.7	475,011	46,762	428,249	同上	同上
	大学卒	219	42.0	466,900	38,998	427,902		
	短大卒	18	51.0	480,681	21,641	459,040		
	高校卒	106	46.3	494,724	72,560	422,164		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	1,987	34.1	322,686	35,645	287,041		行政職 1級	
大学卒	1,022	31.2	333,425	41,721	291,704			
短大卒	401	35.5	296,761	24,545	272,216			
高校卒	557	39.0	321,195	31,873	289,322			
中学卒	7	42.3	315,116	43,247	271,869			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事務・ 技術関係 職種	技術係員	1,217	32.5	369,531	70,828	298,703		行政職 1級
	大学卒	639	33.5	387,162	72,825	314,337		
	短大卒	127	30.8	331,788	65,485	266,303		
	高校卒	449	31.9	359,763	70,113	289,650		
	中学卒	2	53.0	315,125	7,155	307,970		

3 企業規模100人以上500人未満

(平成28年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
	大 学 卒	X	X	X	X	X		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	4	53.8	650,531	0	650,531	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	X	X	X	X	X		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	2	54.0	537,595	0	537,595		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	121	53.0	621,961	333	621,628	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	78	53.7	645,497	39	645,458		
	短 大 卒	11	50.8	609,961	2,310	607,651		
	高 校 卒	31	51.5	555,273	366	554,907		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 部 長	64	50.7	572,924	1,678	571,246	同 上	同 上
	大 学 卒	42	50.8	571,844	483	571,361		
	短 大 卒	5	47.1	550,675	19,306	531,369		
	高 校 卒	17	51.8	586,157	0	586,157		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	66	50.0	525,050	554	524,496	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長—課長間)	同 上	
大 学 卒	43	49.7	538,040	246	537,794			
短 大 卒	6	47.8	506,569	86	506,483			
高 校 卒	17	52.5	488,945	1,934	487,011			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	う ち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	36	49.1	502,281	197	502,084	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長一課長間）	行政職 7級、8級
	大 学 卒	22	49.1	509,074	31	509,043		
	短 大 卒	2	45.7	477,493	0	477,493		
	高 校 卒	12	50.3	494,666	638	494,028		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	204	48.6	512,046	2,786	509,260	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級、6級
	大 学 卒	101	48.2	551,774	1,232	550,542		
	短 大 卒	35	48.8	488,006	11,447	476,559		
	高 校 卒	66	49.1	461,922	69	461,853		
	中 学 卒	2	48.1	495,309	0	495,309		
	技術課長	167	47.0	484,115	9,356	474,759	同 上	同 上
	大 学 卒	78	45.4	489,574	9,439	480,135		
	短 大 卒	19	44.4	476,340	17,100	459,240		
	高 校 卒	69	49.5	480,147	7,679	472,468		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	54	46.0	456,178	30,459	425,719	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	19	42.0	465,887	8,422	457,465		
	短 大 卒	10	47.2	497,033	41,046	455,987		
	高 校 卒	25	49.1	428,314	45,999	382,315		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	46	44.5	455,617	53,507	402,110	同 上	同 上	
大 学 卒	14	40.2	415,795	33,755	382,040			
短 大 卒	14	42.6	474,094	51,212	422,882			
高 校 卒	17	48.5	469,729	64,895	404,834			
中 学 卒	X	X	X	X	X			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	203	42.4	405,086	44,115	360,971	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大学卒	87	39.1	408,762	41,085	367,677		
	短大卒	40	43.6	388,011	41,109	346,902		
	高校卒	76	45.6	408,718	48,883	359,835		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	120	44.4	429,889	79,212	350,677	同 上	同 上
	大学卒	53	39.7	416,376	81,665	334,711		
	短大卒	20	44.4	435,123	94,691	340,432		
	高校卒	46	48.8	440,556	72,267	368,289		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	事務主任	223	40.5	355,286	43,845	311,441	{ 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	89	36.2	393,032	55,851	337,181		
	短大卒	38	44.8	359,549	39,529	320,020		
	高校卒	92	42.8	310,734	30,462	280,272		
	中学卒	4	43.2	374,767	99,867	274,900		
	技術主任	200	40.0	385,417	59,960	325,457	同 上	同 上
	大学卒	95	37.3	382,551	60,247	322,304		
	短大卒	40	40.3	423,511	79,214	344,297		
	高校卒	65	42.8	373,024	51,732	321,292		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	968	35.3	289,765	29,483	260,282		行政職 1級	
大学卒	458	32.9	312,936	34,771	278,165			
短大卒	177	37.3	280,553	27,047	253,506			
高校卒	327	37.2	262,007	23,100	238,907			
中学卒	6	48.9	330,499	54,986	275,513			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事務・ 技術関係 職種	技術係員	663	34.8	333,005	57,652	275,353		行政職 1級
	大学卒	329	32.4	325,192	50,831	274,361		
	短大卒	103	33.5	311,227	51,358	259,869		
	高校卒	230	38.3	349,744	67,820	281,924		
	中学卒	X	X	X	X	X		

4 企業規模50人以上100人未満

(平成28年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締 役兼任者を除く。)	行政職 6級、7級
	大 学 卒	X	X	X	X	X		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—	—	—
	事 務 部 長	33	53.8	564,798	722	564,076	2課以上又は構成 員20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	21	54.6	566,069	0	566,069		
	短 大 卒	4	51.0	634,191	0	634,191		
	高 校 卒	8	53.4	526,715	3,005	523,710		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	11	49.8	553,019	0	553,019	同 上	同 上
	大 学 卒	5	48.9	558,900	0	558,900		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	5	51.8	519,046	0	519,046		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	8	51.8	510,908	653	510,255	上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び 部次長級専門職 中間職(部長—課 長間)	同 上	
大 学 卒	2	53.5	478,659	0	478,659			
短 大 卒	4	48.9	573,527	0	573,527			
高 校 卒	2	56.0	419,043	2,564	416,479			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	きまって支給する給与		(A) - (B)	備 考	対 応 級
				給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	X	X	円	円	円	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 6級、7級
	大 学 卒	X	X	X	X	X		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	48	47.2	422,205	22,900	399,305	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級
	大 学 卒	15	45.8	446,561	20,828	425,733		
	短 大 卒	8	49.7	425,215	21,541	403,674		
	高 校 卒	22	46.7	404,580	22,218	382,362		
	中 学 卒	3	51.6	422,495	41,206	381,289		
	技術課長	16	47.3	440,218	9,138	431,080	同 上	同 上
	大 学 卒	5	46.6	488,693	28,000	460,693		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	11	47.6	418,488	683	417,805		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	12	45.1	403,632	26,855	376,777	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	6	43.2	384,029	15,696	368,333		
	短 大 卒	2	45.0	382,951	0	382,951		
	高 校 卒	4	48.1	442,626	56,452	386,174		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	—	—	—	—	—	同 上	同 上	
大 学 卒	—	—	—	—	—			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	—	—	—	—	—			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級		
		人	歳	円	円	円				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	55	43.8	342,490	37,588	304,902	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級		
	大学卒	20	41.3	315,144	15,433	299,711				
	短大卒	4	41.0	322,335	16,557	305,778				
	高校卒	31	45.9	362,869	54,710	308,159				
	中学卒	—	—	—	—	—				
	技術係長	15	45.5	372,483	73,042	299,441	同 上	同 上		
	大学卒	5	44.4	387,316	65,471	321,845				
	短大卒	2	33.8	379,143	83,140	296,003				
	高校卒	8	49.3	360,912	75,443	285,469				
	中学卒	—	—	—	—	—				
	事務主任	53	41.7	366,137	69,067	297,070			係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	19	34.8	376,899	61,997	314,902				
	短大卒	5	37.1	252,630	17,794	234,836				
	高校卒	28	46.6	376,557	81,033	295,524				
	中学卒	X	X	X	X	X				
	技術主任	19	42.1	398,119	73,294	324,825	同 上	同 上		
	大学卒	9	39.8	393,690	68,073	325,617				
	短大卒	2	39.0	432,176	134,702	297,474				
	高校卒	8	45.4	394,587	63,816	330,771				
	中学卒	—	—	—	—	—				
事務係員	323	36.2	276,214	30,055	246,159		行政職 1級			
大学卒	107	30.4	278,060	31,504	246,556					
短大卒	43	36.9	257,808	27,222	230,586					
高校卒	169	39.7	277,776	28,847	248,929					
中学卒	4	46.4	357,941	70,371	287,570					

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事務・ 技術関係 職種	技術係員	119	38.2	339,668	49,674	289,994		行政職 1級
	大 学 卒	46	33.5	338,141	54,566	283,575		
	短 大 卒	17	38.6	339,517	57,828	281,689		
	高 校 卒	54	41.4	336,765	43,412	293,353		
	中 学 卒	2	57.0	452,732	30,142	422,590		

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

(平成28年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	2	54.0	353,175	10,490	342,685	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	7	53.7	321,396	26,851	294,545	
	守 衛	21	57.5	351,233	0	351,233	
	用 務 員	9	55.3	354,497	12,146	342,351	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	18	58.2	850,664	880	849,784	
	大 学 教 授	126	52.7	714,683	1,629	713,054	
	大 学 准 教 授	96	43.6	591,585	3,540	588,045	
	大 学 講 師	79	39.7	452,292	4,261	448,031	
	大 学 助 教	19	35.6	397,136	0	397,136	
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 頭	X	X	X	X	X	
高 等 学 校 教 諭	44	41.6	436,808	6,780	430,028		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	6	56.7	849,509	0	849,509	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 部（課）長	44	51.1	762,196	78	762,118	
	研 究 室（係）長	11	46.3	635,449	16,440	619,009	
	主 任 研 究 員	128	47.6	616,895	40,798	576,097	
	研 究 員	146	36.7	451,764	59,961	391,803	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副 院 長	2	51.0	2,230,460	0	2,230,460	
	医 科 長	5	51.8	1,384,416	91,139	1,293,277	
	医 師	46	43.9	1,078,621	167,769	910,852	部下に薬剤師2人以上
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
	薬 局 長	8	54.7	525,519	1,748	523,771	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	薬 剤 師	75	34.8	354,025	28,795	325,230	
	診 療 放 射 線 技 師	79	35.4	347,675	33,355	314,320	
	臨 床 検 査 技 師	86	40.8	356,428	24,123	332,305	
	栄 養 士	40	32.8	272,086	23,112	248,974	
	理 学 療 法 士	85	32.2	315,497	29,964	285,533	
	作 業 療 法 士	52	30.3	303,124	14,883	288,241	
	総 看 護 師 長	9	55.3	539,501	696	538,805	
看 護 師 長	88	44.8	423,764	27,043	396,721		
看 護 師	260	37.4	373,798	53,669	320,129		
准 看 護 師	128	46.4	324,323	23,355	300,968		

その3 再雇用者

企業規模計

(平成28年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって		(A) - (B)	備 考
			支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)		
支店長・工場長	4	60.8	729,630	11,603	718,027	その1給与比較の 対象職種の備考欄 参照
60歳男性	2	—	993,018	0	993,018	
事務・技術部長	26	62.2	507,490	175	507,315	
60歳男性	4	—	624,089	0	624,089	
事務・技術部次長	2	60.5	403,494	28,432	375,062	
60歳男性	X	—	X	X	X	
事務・技術課長	21	62.4	388,339	186	388,153	
60歳男性	3	—	318,679	0	318,679	
事務・技術課長代理	3	63.0	542,278	0	542,278	
60歳男性	X	—	X	X	X	
事務・技術係長	14	60.8	353,526	31,958	321,568	
60歳男性	6	—	343,694	54,535	289,159	
事務・技術主任	7	63.8	246,465	13,591	232,874	
60歳男性	X	—	X	X	X	
事務・技術係員	401	61.9	258,323	13,433	244,890	
60歳男性	93	—	291,449	15,646	275,803	

事務・
技術関係職種

<参考> 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

本県職員(行政職)		民間従業員の役職		
職務の級	標準的な職務	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10級	部長	支店長・工場長 部長・部次長		
9級	担当部長			
8級	次長	課長	支店長・工場長 部長・部次長	
7級	課長			
6級	副課長・主幹	課長代理	課長	支店長・工場長 部長・部次長
5級	班長・副主幹			課長
4級	係長・主査	係長	課長代理	課長代理
3級	副主査		係長	係長
2級	主事・技師	主任	主任	主任
1級	主事・技師	係員	係員	係員

職員給与と民間給与との比較

第23表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
381,720 円	380,850 円	870 円 (0.23 %)

- (注) 1 職員は行政職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。
 2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

平成28年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の平成28年4月における1人世帯の費目別標準生計費（平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～26歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定したもの）に、全国と千葉市の平成28年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

なお、2人～5人世帯については、家計調査（千葉市・勤労者世帯）における平成28年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成27年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第24表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成28年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	27,270 ^円	40,290 ^円	51,370 ^円	62,440 ^円	73,520 ^円
住居関係費	43,300	47,710	43,560	39,400	35,250
被服・履物費	4,570	10,920	13,420	15,920	18,420
雑費Ⅰ	31,160	42,230	59,680	77,140	94,590
雑費Ⅱ	10,040	37,050	37,030	37,000	36,990
計	116,340	178,200	205,060	231,900	258,770

勞 働 經 濟 指 標

第25表 労働経済指標

項目 年度・年月	①	②	③		④	⑤						⑥		
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数 (調査 産業計)	有効求人倍率 (季節調整値)		完全 失業率 (季節 調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)						所定内 (調査)		
			全 国	千 葉 県		全 国		千 葉 県		全 国		千 葉 県		
	前年度比・ 前 期 比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)	(千円)
平成 26年度	△ 0.9	0.5	1.11	0.91	3.5	290.8	0.3	352.9	261.6	△ 0.5	345.7	265.4	0.2	320.6
27年度	0.8	1.1	1.23	1.04	3.3	289.1	0.5	352.1	264.1	1.3	343.5	264.0	0.6	320.0
平成 27年 4月		1.0	1.17	0.97	3.4	292.5	0.5	355.3	267.8	△ 0.6	347.7	266.5	0.6	322.0
5月	△ 0.5	0.9	1.18	0.99	3.3	286.8	0.0	348.1	262.4	△ 0.1	340.5	262.6	0.3	317.2
6月		0.9	1.19	1.00	3.4	290.1	0.8	352.4	264.1	1.0	341.7	265.5	0.8	320.9
7月		1.0	1.21	1.02	3.3	289.4	0.6	352.4	263.1	0.6	341.0	264.5	0.7	320.5
8月	0.5	1.0	1.22	1.04	3.4	287.2	0.3	349.6	262.8	0.8	340.4	262.9	0.3	318.5
9月		1.0	1.23	1.06	3.4	288.1	0.4	350.7	260.8	0.7	339.7	263.8	0.3	319.7
10月		1.2	1.24	1.05	3.2	289.8	0.6	353.4	265.2	1.3	346.3	264.3	0.5	320.8
11月	△ 0.4	1.2	1.26	1.07	3.3	289.0	0.5	352.4	265.2	1.9	345.3	263.2	0.6	319.4
12月		1.3	1.27	1.08	3.3	289.3	0.5	353.0	265.7	0.9	345.4	263.2	0.5	319.6
平成 28年 1月		1.2	1.28	1.07	3.2	286.6	0.2	350.4	262.4	0.0	342.7	261.8	0.4	318.6
2月	0.5	1.0	1.28	1.04	3.3	288.6	1.0	352.1	262.8	1.1	343.2	263.6	1.1	320.1
3月		1.2	1.30	1.06	3.2	292.0	1.3	355.2	266.3	2.1	347.8	266.3	1.2	322.2
4月		0.8	1.34	1.09	3.2	293.8	0.5	357.0	269.6	0.8	349.1	267.6	0.4	323.4
5月	0.2	0.8	1.36	1.13	3.2	287.5	0.3	348.6	266.3	1.5	345.9	263.0	0.1	317.5
6月		0.9	1.37	1.16	3.1	290.3	0.0	352.3	263.8	△ 0.2	342.5	265.7	0.1	320.8

資料出所: ①内閣府、②厚生労働省「毎月勤労統計調査」、③厚生労働省、千葉労働局、④総務省「労働力調査」、⑤～⑨厚生労働省「毎月
(注) 1 ①は平成17暦年連鎖価格、②、⑤、⑥、⑩、⑫は平成22年基準である。
2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。
3 ⑩の平成26年度、平成27年度の欄は、それぞれ平成26暦年、平成27暦年の数値である。

給 与 産業計)			⑦ 所 定 外 給 与 (調査産業計)		⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消 費 支 出 (名目) (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑪ 消費者物価指数 (総合)		⑫ 国内企業 物価指数
			千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 市	全 国	千 葉 市		
	前年度比・ 前年同月比 (千円) (%) (千円)	一般 労働者	(千円)	(千円)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
239.0	△ 0.5	313.1	25.4	22.6	149.3	141.7	12.8	11.9	318.7	0.0	319.0	5.4	2.9	3.0	2.7
240.3	0.8	309.9	25.1	23.8	148.9	144.2	12.8	12.4	315.4	△ 1.0	302.9	△ 5.0	0.2	0.5	△ 3.2
243.6	△ 0.9	313.4	26.0	24.2	155.8	149.7	13.4	12.7	333.1	1.1	346.5	4.0	0.6	1.1	△ 2.1
239.9	△ 0.4	308.8	24.3	22.5	143.0	140.0	12.5	12.2	317.2	8.1	281.7	△ 6.8	0.5	0.8	△ 2.2
241.4	0.8	309.7	24.6	22.7	153.4	148.8	12.6	12.3	293.4	△ 0.9	243.6	△ 25.4	0.4	0.6	△ 2.4
239.5	0.2	307.7	24.9	23.6	155.5	150.7	12.7	12.5	315.5	1.3	271.2	△ 18.2	0.2	0.5	△ 3.2
239.5	0.4	307.5	24.3	23.3	145.4	140.8	12.2	11.9	317.5	3.7	317.4	△ 10.9	0.2	0.3	△ 3.7
238.3	0.2	307.8	24.2	22.5	147.0	142.0	12.7	12.4	299.3	△ 1.4	332.0	11.0	0.0	0.2	△ 4.0
240.7	0.4	311.4	25.4	24.6	149.7	144.8	13.0	12.9	310.4	△ 1.3	274.6	△ 21.4	0.3	0.4	△ 3.8
241.2	1.5	311.2	25.8	24.0	149.6	144.0	13.3	12.6	295.1	△ 3.6	284.9	△ 5.4	0.3	0.6	△ 3.7
240.4	0.5	309.8	26.2	25.3	147.9	144.5	13.4	13.6	340.1	△ 5.0	348.9	13.2	0.2	0.4	△ 3.5
237.5	△ 0.5	307.4	24.8	24.8	140.4	137.8	12.3	11.7	312.8	△ 2.3	387.1	25.0	0.0	△ 0.1	△ 3.2
239.5	0.9	310.3	25.0	23.3	147.0	140.4	12.6	11.6	298.3	2.4	332.6	30.6	0.3	0.4	△ 3.4
242.0	1.6	313.6	25.8	24.3	152.5	146.9	13.2	12.9	335.5	△ 4.7	362.8	△ 1.9	△ 0.1	0.3	△ 3.8
245.9	0.9	316.0	26.3	23.8	153.8	147.7	13.3	12.7	337.3	1.3	350.2	1.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 4.2
239.9	0.0	308.8	24.5	26.3	142.7	142.6	12.2	14.1	308.0	△ 2.9	425.8	51.2	△ 0.4	0.0	△ 4.3
240.1	△ 0.5	308.9	24.6	23.6	154.0	149.2	12.5	12.4	276.6	△ 5.4	288.7	18.5	△ 0.4	△ 0.2	△ 4.2

勤労統計調査全国調査」、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、⑩総務省「家計調査」、⑪総務省、⑫日本銀行

人 事 院 勸 告

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の改正

- ① 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ③ 専門スタッフ職俸給表に4級を新設

I 給与勧告制度の基本的考え方

1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウエイトを用いて比較
- ・ 企業規模 50人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約 11,700 民間事業所の約 49 万人の個人別給与を実地調査 (完了率 87.7%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 708円 0.17% [行政職(一)…現行給与 410,984円 平均年齢 43.6歳]
[俸給 448円 本府省業務調整手当 206円 はね返し分(注) 54円]

(注) 俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32月(公務の支給月数 4.20月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ
(係長級: 4%→4.5%相当額、係員級: 2%→2.5%相当額)

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
28年度	期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
	勤勉手当	0.80月 (支給済み)	0.90月 (現行0.80月)
29年度以降	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.85月	0.85月

[実施時期]

・月例給：平成28年4月1日 ・ボーナス：法律の公布日

Ⅲ 給与制度の改正等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ

2 配偶者に係る扶養手当の見直し(平成29年4月1日から段階実施)

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円)
- ・ 本府省課長級(行(一)9・10級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級(行(一)8級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

3 専門スタッフ職俸給表4級の新設(平成29年4月1日実施)

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設

- ・ 俸給月額は、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定(昇給号俸数は1号俸)。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

4 その他

(1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

(2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 非常勤職員の給与

平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子

○ 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告のポイント

民間労働法制の改正内容に即した見直し（平成 29 年 1 月実施）

- ① 介護休暇の分割（3 回まで可能）
- ② 介護時間の新設（最長連続 3 年、1 日 2 時間まで）
- ③ 育児休業等に係る子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）

1 改正概要

(1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに 3 回以下、かつ、合計 6 月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して 6 月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

(2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する 3 年以下、1 日につき 2 時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成 29 年 4 月 1 日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大
- ・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

2 実施時期

平成 29 年 1 月 1 日（養子縁組里親に係る改正は、平成 29 年 4 月 1 日）

3 その他（上記と併せた人事院規則の改正等）

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

公務員人事管理に関する報告の骨子

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を発揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

(2) 人材育成

Off-JT の重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）

(2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

(3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

(4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラの防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

(5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援

